

10月から 本人通知制度を 開始します。

～本人通知制度とは～

住民票や戸籍などの証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止するため、証明書を代理人や第三者に交付したとき、そのことを事前に登録したかたへお知らせする制度です。

※この制度は証明書の請求があった際に、交付の可否を登録者に確認したり、請求者の住所・氏名などをお知らせする制度ではありません。

【登録対象者】長崎市に住民登録または本籍があるかた
【登録に必要なもの】

- ①本人通知制度登録申込書
(市民課、行政センター、支所に設置)
- ②本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

※代理による申し込みのときは委任状

【登録場所】

市民課、行政センター、支所

【登録料】

無料

【通知内容】

交付年月日、証明書の種別、通数、請求者の区分(「代理人」「第三者」)

【その他】

9月12日(月)から事前登録を受け付けます。郵送でも申し込み可。

●問い合わせ●
市民課
☎829-1135

コンビニ交付サービスの 停止のお知らせ

本人通知制度に伴うシステム改修のため、次の日程で証明書のコンビニ交付サービスを停止します。

停止日時 9月12日(月)
午後5時30分～11時

大切な命を救うため 救急車の適正な利用について 考えてみませんか？

増え続ける出動件数

最近、救急車を見る回数が増えたと感じることはありませんか？

消防局管内では、15台の救急車が24時間体制で救急要請に対応しています。高齢化や救急医療に対する需要の高まりなどで出動件数は年々増加しており、昨年は2万4019件でした。この件数は1日に約66件出動したことになります。

実際に出動した中には、緊急搬送の必要がなく、「どの病院に行けばいいか分からない」「早く診察してもらえそう」「便利だから」などといった理由で、利用するかたもいます。

救急車は、急な病气やけがで一刻も早く応急処置を行い、病院へ搬送するためのものです。出動の要請が重なった場合、現場に到着する時間が遅くなり、本当に救急車を必要としているかたへの対応が遅れてしまいます。

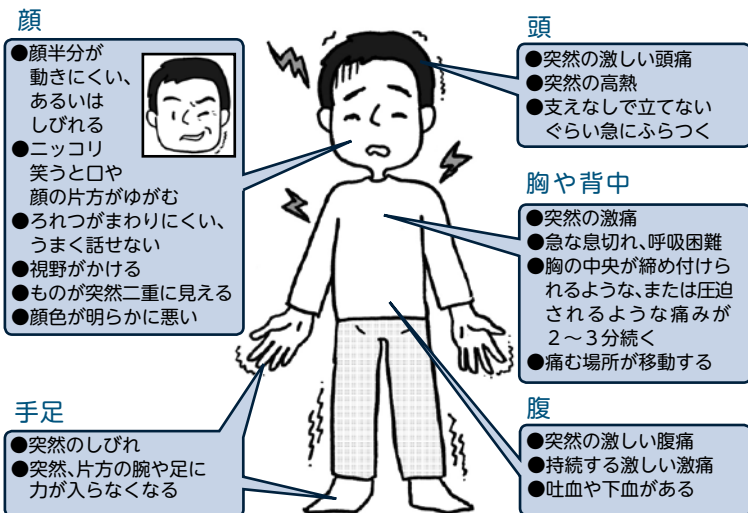
救急車が必要な場合は？

こんなときは迷わず「119番」を

重大な病气やけがが疑われたら、自分の思い込みで症状の判断をせず、いち早く救急車を要請することが重要です。

◆心筋梗塞が疑われるとき

・突然の胸や背中、痛む場所の移動



◆脳卒中が疑われるとき

- ・急な息切れ、呼吸困難
- ・胸が締め付けられる、または圧迫されるような痛みが2～3分以上続くなど
- ・片方の手足や顔半分が動きにくい、しびれる
- ・ろれつがまわりにくい
- ・突然の激しい頭痛 など

●問い合わせ●
警防課
☎822-0448